

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の特例に関する明細書

事 業 年 度		・ ・ ・ ・		法人名		
適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		
対 象 法 人 の 別		被合併法人等(名称:)・当該法人		支 配 関 係 発 生 日		
引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の特例計算						
対象法人の 事業年度区分	欠損金の	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額	特例計算による引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算			
		被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額の合計額以上である場合	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	特例計算による引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額
			(1)	(1)	(2)、(3)又は(4)	
		1	2	3	4	
・ ・		円	円	円	円	
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算の明細						
対象法人の 事業年度区分	欠損金の	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合			
		支配関係前未処理欠損金額又は支配関係前控除未済欠損金額	(6)のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額	(8)のうち特定資産譲渡等損失相当額	(9)のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額
		支配関係事業年度の前期の別表七(一)「5」	(13)の金額を(6)の古いものから順次振当	支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」	(別表七(一)付表一「12」)	(14)の金額を(9)の古いものから順次振当
		6	7	8	9	
・ ・		円	円	円	円	
・ ・				内		
・ ・				内		
・ ・				内		
・ ・				内		
・ ・				内		
・ ・				内		
・ ・				内		
・ ・				内		
・ ・				内		
・ ・				内		
計						
支配関係事業年度の前期事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細						
時 価 純 資 産 超 過 額 ((22の①) - (26の①)) - ((22の②) - (26の②))		11	円	制 限 対 象 金 額 (12) - (11)	13	
支 配 関 係 前 未 処 理 欠 損 金 額 又 は 支 配 関 係 前 控 除 未 済 欠 損 金 額 の 合 計 額 (6)の計		12		簿 価 純 資 産 超 過 額 ((22の②) - (26の②)) - ((22の①) - (26の①))	14	
支配関係事業年度の前期事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細						
資 産			負 債			
名 称 等	時 価 帳 簿 価 額	名 称 等	時 価 帳 簿 価 額	名 称 等	時 価 帳 簿 価 額	
	①		②		①	②
	15 円		19 円		23 円	
	16		20		24	
	17		21		25	
	18	計	22	計	26	